

＜記載例＞ （記載例の解説及び注意事項等は、5ページ以下を御覧ください。）

- \* この記載例は、遺産分割により配偶者居住権を取得した場合において、配偶者居住権の設定の登記の申請を、権利者及び義務者から委任を受けた代理人が書面で申請するときのものです。
- \* この記載例では、被相続人（死亡した方）を「法務太郎」とし、相続人を「法務花子（配偶者）」、「法務一郎（子）」及び「法務温子（子）」の3名として、この3名の相続人間で遺産分割の協議をした結果、「法務花子（配偶者）」が配偶者居住権を取得し、「法務一郎（子）」が建物（所有権）を取得した場面を前提としています。  
また、権利者（配偶者居住権を取得した配偶者である「法務花子」）及び義務者（建物の所有者である「法務一郎」）が登記の申請に関し必要な一切の権限を「登記五郎（代理人）」に委任した場面を前提としています。
- \* 建物の所有者が被相続人（死亡した方）の登記名義のままとなっている場合は、配偶者居住権の設定の登記を申請する前に、相続登記（この記載例を前提とすると、「法務一郎」に対する所有権の移転の登記）を申請する必要があります。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

## 登 記 申 請 書

登記の目的 配偶者居住権設定

原 因 令和2年6月1日遺産分割（注1）

存続期間 令和2年5月15日から配偶者居住権者の死亡時まで（注2）

特 約 第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる（注3）

権 利 者 ○○市○○町○丁目○○番地  
法 務 花 子（注4）

義 務 者 ○○市○○町○丁目○○番地  
法 務 一 郎（注5）

添付情報  
登記識別情報（注6） 登記原因証明情報（注7）  
印鑑証明書（注8） 代理権限証明情報（注9）  
登記識別情報を提供することができない理由（注10）  
不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他（ ）  
登記識別情報の通知を希望しません。（注11）

令和2年6月10日申請 ○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

代理人 ○○市○○町○丁目○○番地  
登 記 五 郎 印（注12）  
連絡先の電話番号○○－○○○○－○○○○（注13）

課税価格 金3,000,000円（注14）

登録免許税 金6,000円（注15）

不動産の表示（注16）  
不動産番号 1234567890123（注17）

所 在  
家 屋 番 号  
種 類  
構 造  
床 面 積

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
〇番  
居宅  
木造かわらぶき2階建  
1階 43・00平方メートル  
2階 21・34平方メートル

契印 (注 18)

登記原因証明情報の例 ※申請の内容に応じて作成してください。

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 配偶者居住権設定

(2) 登記の原因 令和2年6月1日遺産分割(注1)

(3) 当事者

権利者(甲) ○○市○○町○丁目○○番地  
法務花子(注4)

義務者(乙) ○○市○○町○丁目○○番地  
法務一郎(注5)

(4) 不動産の表示(注16)

所在 ○○市○○町○丁目○○番地  
家屋番号 ○番  
種類 居宅  
構造 木造かわらぶき2階建  
床面積 1階 43・00平方メートル  
2階 21・34平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被相続人法務太郎(住所 ○○市○○町○丁目○○番地)は、令和2年5月15日に死亡し、同日、相続が開始した。

(2) 被相続人法務太郎(住所 同上)の相続人は、配偶者法務花子、子法務一郎及び子法務温子の3名である。

(3) 権利者(甲)は、令和2年6月1日、遺産分割協議により、本件建物(上記1の(4)の建物。以下同じ。)について、配偶者居住権を取得した。取得した配偶者居住権の成立日は、被相続人法務太郎(住所 同上)の死亡日である令和2年5月15日である。

なお、本件配偶者居住権については、権利者(甲)と義務者(乙)との間で定めた、権利者(甲)が第三者に本件建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがある。

(4) 権利者(甲)は、被相続人法務太郎(住所 同上)が所有していた本件建物に相続開始の時に居住していた。

令和2年6月10日 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

登記原因は上記のとおりである。

(権利者)(甲) 住所 ○○市○○町○丁目○○番地  
法務花子 印

(義務者)(乙) 住所 ○○市○○町○丁目○○番地  
法務一郎 印

委任状の例 ※委任の内容に応じて作成してください。

## 委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 登記五郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和2年6月10日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

法 務 花 子 印

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

法 務 一 郎 実印

### 記

登記の目的	配偶者居住権設定
原因	令和2年6月1日遺産分割
存続期間	令和2年5月15日から配偶者居住権者の死亡時まで
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
権利者	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 法 務 花 子
義務者	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 法 務 一 郎

不動産の表示	
所在	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家屋番号	〇番
種類	居宅
構造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 43・00平方メートル 2階 21・34平方メートル

## ＜解説及び注意事項等＞【全様式共通の注意事項はこちら】

- (注1) 遺産分割協議が成立した日を記載します。
- (注2) 存続期間の定めがない場合は、「年月日から配偶者居住権者の死亡時まで」と記載します。この「年月日」（存続期間の始期）は、申請の内容に従い、通常、「相続開始の日」又は「遺産分割協議が成立した日」が該当しますが、「遺産分割協議が成立した日」となる場合は、登記原因の日付（上記注1）と同じ日となるため、重ねて同じ日を記載することなく、単に、「配偶者居住権者の死亡時まで」と記載することで差し支えありません。  
存続期間の定めがある場合は、その定めに従い、「年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」と記載します。
- (注3) 権利者と義務者との間で定めた、権利者が第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがある場合は、その定めを記載します。
- (注4) 配偶者居住権を取得した配偶者の住所及び氏名を記載します。
- (注5) 建物の所有者の住所及び氏名を記載します（これは、登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている所有者の表示と一致している必要があります。）。なお、建物の所有者が被相続人（死亡した方）の登記名義のままとなっている場合は、配偶者居住権の設定の登記を申請する前に、相続登記（所有権の移転の登記）を申請する必要があります。
- (注6) 義務者の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れて提出します。この封筒には、義務者の氏名及び登記の目的（「配偶者居住権設定」）を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記します。）を添付します。
- (注7) 登記原因証明情報として、3ページの例による登記原因証明情報を添付します。  
なお、被相続人（死亡した方）の最後の住所及び氏名が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所及び氏名と異なる場合や被相続人（死亡した方）の本籍が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所と異なる場合は、被相続人（死亡した方）が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている所有者（登記名義人）であったことが分かる被相続人（死亡した方）の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の附票の写し等が必要となります。
- (注8) 義務者の印鑑証明書（市区町村長が作成したもの）です。3か月以内に作成されたものを添付します。
- (注9) 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です（4ページに例があります。）。
- (注10) 登記識別情報を提供することができない場合は、その理由の□にチェックをします。  
なお、登記識別情報を提供することができない場合は、登記申請書の添付情報欄には、「登記識別情報」と記載しないでください。
- (注11) 権利者が登記識別情報の通知を希望しない場合は、□にチェックをします。
- (注12) 代理人の住所及び氏名を記載し、押印（認印で可）します。この代理人の表示は、委任状に記載されている代理人の表示と一致している必要があります。
- (注13) 登記申請書の記載内容等に補正すべき点（不備等）がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができる電話番号。携帯電話の電話番号でも可）を記載し

ます。

- (注 14) 課税標準となる不動産の価額を記載します。課税価格及び登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算 (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188808.pdf>)」を参照してください。
- (注 15) 登録免許税額を記載します。配偶者居住権の設定の登記の登録免許税は、不動産の価額の 1000 分の 2 とされています。ただし、その計算した額が、1,000 円未満となる場合は、「1,000 円」が登録免許税額となります。
- なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、また、収入印紙で納付する場合は収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、登記申請書と一括してつづり、代理人がつづり目に必ず契印をしてください。
- (注 16) 登記の申請をする不動産（建物）を登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されているとおりに正確に記載してください。
- (注 17) 不動産番号を記載した場合は、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができます。
- (注 18) 登記申請書が複数枚にわたる場合は、代理人が各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。